

定期預金

令和7年4月1日現在

商品名	ゆとり定期預金 (取扱期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日) ※金利環境の変化等によりお取扱期間であっても、予告なく商品内容の変更、または取扱いを中止することがありますので予めご了承ください。
-----	---

販売対象	<ul style="list-style-type: none">・当金庫に年金を振込指定されている個人の方。・年金は公的年金に限ります。(共済年金、企業年金及び国民年金基金を含む)・年齢等の制限はございません。						
期間	<ul style="list-style-type: none">・1年・自動継続(元金継続のみ)の取扱い						
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 お一人様100円以上800万円以下(複数口でも可) 1円単位						
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。						
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	固定金利 <ul style="list-style-type: none">・預入金額が300万円未満の場合、スーパー定期預金300万円未満の店頭表示金利に0.05%プラスします。・預入金額が300万円以上の場合、スーパー定期預金300万円以上の店頭表示金利に0.05%プラスします。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円単位とした1年を365日とする日割計算 ※満期日以降の金利は、満期日当日の店頭金利にその年度の上乗せ金利を上乗せします。						
税金	2.0% (国税1.5%、地方税0.5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日に受取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、2.0315% (国税1.5315%、地方税0.5%) の税金がかかります。 (但し、マル優を利用の場合は除きます)						
手数料	—						
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none">・マル優の取扱いができません。・「総合口座」の担保とすることはできません。						
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数及び別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び下記の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います。 <p style="text-align: center;"><期限前解約利率></p> <table><thead><tr><th>解約日までの預入期間</th><th>期限前解約利率</th></tr></thead><tbody><tr><td>6カ月未満</td><td>解約日における普通預金の利率</td></tr><tr><td>6カ月以上1年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr></tbody></table> <p>※ 満期日前にご契約者様がお亡くなりになられた場合は、中途解約時の取扱いによって解約させていただきます。ただし、相続される方が上記の販売対象に該当し、預入金額限度の範囲内の場合は名義変更による取扱いができません。</p>	解約日までの預入期間	期限前解約利率	6カ月未満	解約日における普通預金の利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率						
6カ月未満	解約日における普通預金の利率						
6カ月以上1年未満	約定利率×50%						

定期預金

令和7年4月1日現在

商品名	ゆとり定期預金 (取扱期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日) ※金利環境の変化等によりお取扱期間であっても、予告なく商品内容の変更、または取扱いを中止することがありますので予めご了承ください。
-----	---

金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利ボード又は窓口へご照会ください。
預金保険制度	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます)
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課(9時~17時、電話：096-366-1148)にお申し出ください。・紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話：096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9時~17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ご契約後、当庫の口座に年金振込がなくなった場合は、契約日又は自動継続日のスーパー定期1年ものの利率を適用します。・商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部(9時~17時、電話：096-366-1123)にお尋ねください。